



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年2月3日金曜日 第2339号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林予定森林.....	75
解除予定保安林.....	75
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	75
道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....	75
道路の供用開始（"）.....	76
道路の区域変更（県道久米垣生線）.....	76
道路の区域変更（県道松山松前伊予線）.....	76
道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）.....	76
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	77

告 示

○愛媛県告示第133号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年2月3日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
宇和島市津島町山財1983
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第134号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年2月3日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
宇和島市津島町山財1985
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

○愛媛県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

- 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第135号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・肥海地区）の施行は、適当と認められるので、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年2月3日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・肥海地区）計画書の写し
 - 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成24年2月6日から3月2日まで
- 縦覧場所
今治市役所大三島支所

○愛媛県告示第136号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高野地区）の施行は、適当と認められるので、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年2月3日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高野地区）計画書の写し
 - 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成24年2月6日から3月2日まで
- 縦覧場所
今治市役所玉川支所

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削引野242番2から 同郡同町弓削引野119番2まで	旧	メートル 8.1~17.0	キロメートル 0.114	
			新	8.1~26.4	0.114	

○愛媛県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削引野242番2から 同郡同町弓削引野119番2まで	平成24年 2月 3日

○愛媛県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市余戸中二丁目1319番地2から 同市余戸南六丁目2331番地1まで	旧	メートル 7.6~17.9	キロメートル 0.696	
			新	7.6~70.7	0.716	

○愛媛県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山松前伊予線	松山市余戸中二丁目1319番地2から 同市余戸南四丁目1337番地2まで	旧	メートル 7.6~35.0	キロメートル 0.195	
			新	7.6~23.7	0.195	

○愛媛県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	松山市余戸南五丁目1672番地から 同市余戸西一丁目3974番地 3 地先まで	旧	メートル 4 5	キロメートル 0.058	
			新	5 6 ~ 40 5	0.058	

○愛媛県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 2月 3日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
23中局建（開）第54号 平成24年 1月25日	伊予市下吾川字北野491番 1 及び501番 2	伊予市下吾川1027番地 新 井 マ サ 子

○愛媛県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 2月 3日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
23中局建（開）第55号 平成24年 1月26日	伊予郡松前町大字浜字仁右衛門1128番 1、1128番 3、1129番 1、1129番 2、 1129番 3、1130番 1、1130番 2、1130番 3、1130番 5、1130番 6、1130番 7、1130番 8、1130番 9、1130番10及び1130番11並びに大字北黒田字堅田 553番 2、553番 2 地先里道及び553番 2 地先水路	伊予郡松前町大字筒井1133番地 武 井 球 子